

令和5年門真市議会第3回定例会

議案書

門真市

第3回定例会付議事件目次

	ページ
第1 報告第5号 令和4年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1
第2 報告第6号 令和4年度門真市水道事業会計継続費精算報告書について	3
第3 議案第52号 令和4年度門真市水道事業剰余金の処分について	6
第4 議案第53号 令和4年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について	7
第5 議案第54号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工一括請負契約の締結について	8
第6 議案第55号 土地の売払いについて	10
第7 議案第56号 門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	12
第8 議案第57号 門真市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	14
第9 議案第58号 門真市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	17
第10 議案第59号 門真市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	19
第11 議案第60号 門真市介護給付費準備基金条例の制定について	22
第12 議案第61号 門真市事務分掌条例の一部改正について	25
第13 議案第62号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について	27
第14 議案第63号 門真市手数料条例の一部改正について	29
第15 議案第64号 門真市営住宅条例の一部改正について	40
第16 議案第65号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第4号）	47
第17 議案第66号 令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	113

第18	議案第67号	令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	125
第19	議案第68号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	137
第20	議案第69号	教育委員会委員の任命について	139
第21	認定第1号	令和4年度門真市歳入歳出決算認定について	141
第22	認定第2号	令和4年度門真市水道事業会計決算認定について	142
第23	認定第3号	令和4年度門真市公共下水道事業会計決算認定に について	143

報告第5号

令和4年度門真市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度門真市の健全化判断比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.90)	— (16.90)	3.9 (25.0)	13.4 (350.0)

備考

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。
- () 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	資金不足比率の算定に用いる事業の規模
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「政令」という。）第17条第1号の規定による。
公共下水道事業会計	—	政令第17条第1号の規定による。

備考 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

報告第6号

令和4年度門真市水道事業会計継続費精算報告書について

令和4年度門真市水道事業会計継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、議会に報告する。

記

令和4年度門真市水道事業

款 項	事 業 名	年 度	全 体 計 画		
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
				企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1. 資本的 支出	1. 建設改 良費	泉町浄水場電気 配線移設工事	令和 2 年 度	円 —	円 —
			令和 3 年 度	52,464,000	—
			令和 4 年 度	—	—
			計	52,464,000	—
					52,464,000

会計継続費精算報告書

実 績			比 較		
支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
円	円	円	円	円	円
—	—	—	—	—	—
—	—	—	52,464,000	—	52,464,000
47,850,000	—	47,850,000	△47,850,000	—	△47,850,000
47,850,000	—	47,850,000	4,614,000	—	4,614,000

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

議案第52号

令和4年度門真市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度門真市水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 5,838,345,780	円 23,272,270	円 912,118,571
議会の議決による処分額	721,080,159	0	△911,080,159
減債積立金の積立	0	0	△50,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△140,000,000
資本金への組入	721,080,159	0	△721,080,159
処分後残高	6,559,425,939	23,272,270	(繰越利益剰余金) 1,038,412

議案第53号

令和4年度門真市公共下水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度門真市公共下水道事業剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

区分	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 3,809,396,030	円 12,238,800	円 1,033,587,043
議会の議決による処分額	351,712,000	0	△872,326,455
減債積立金の積立	0	0	△520,614,455
建設改良積立金の積立	0	0	0
資本金への組入	351,712,000	0	△351,712,000
処分後残高	4,161,108,030	12,238,800	(繰越利益剰余金) 161,260,588

議案第54号

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業設計施工
一括請負契約の締結について

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号) 第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

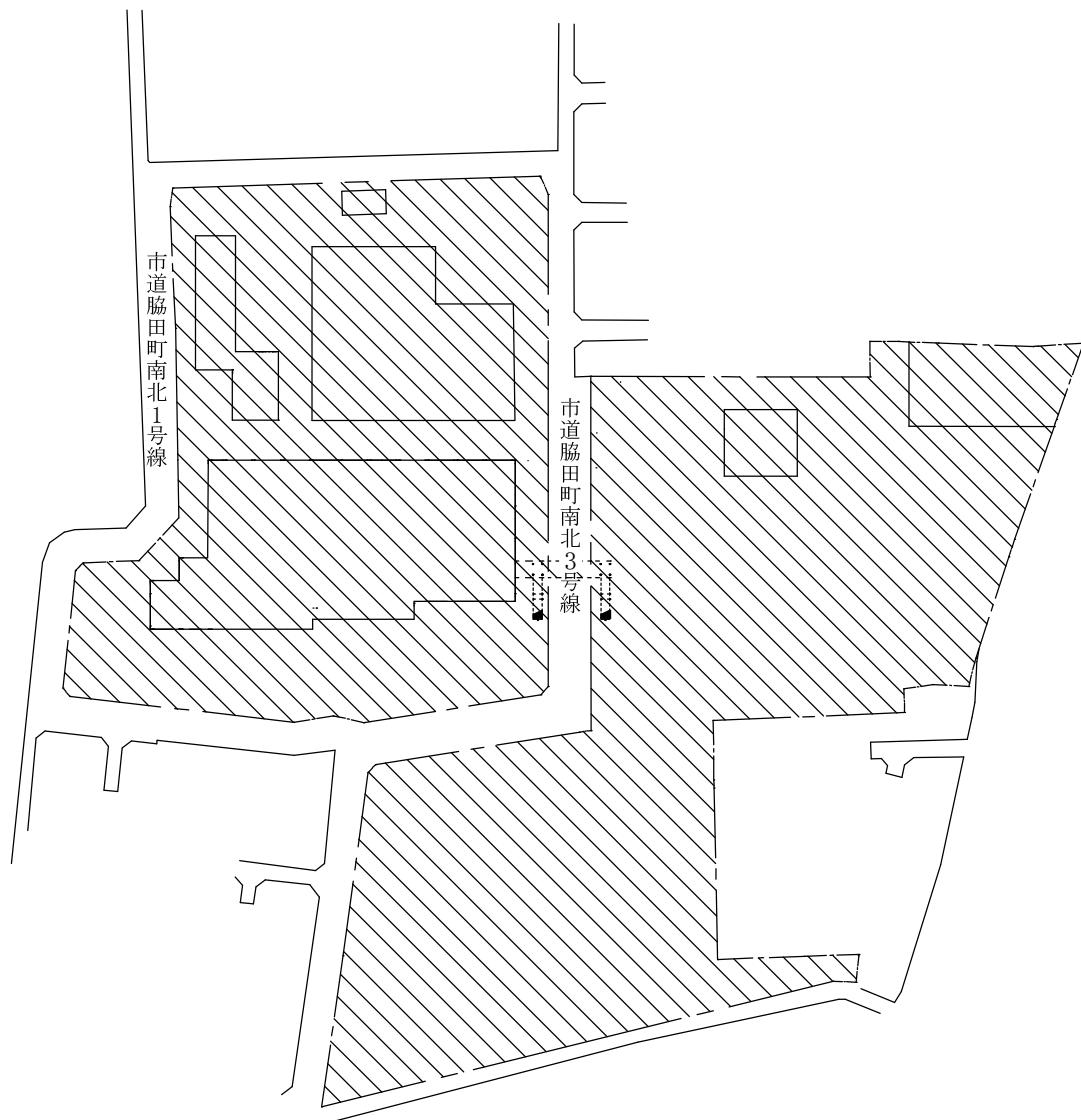
記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業 |
| 2 契 約 の 方 法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 11,621,280,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
鴻池組・教育施設研究所共同企業体
代表企業 株式会社鴻池組大阪本店
取締役専務執行役員本店長 梅本 真 |
| 5 完 成 期 限 | 令和9年3月31日 |

N
←

参考資料

(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業



凡 例	
斜線	今回工事場所

議案第55号

土地の売払いについて

次のとおり土地を売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

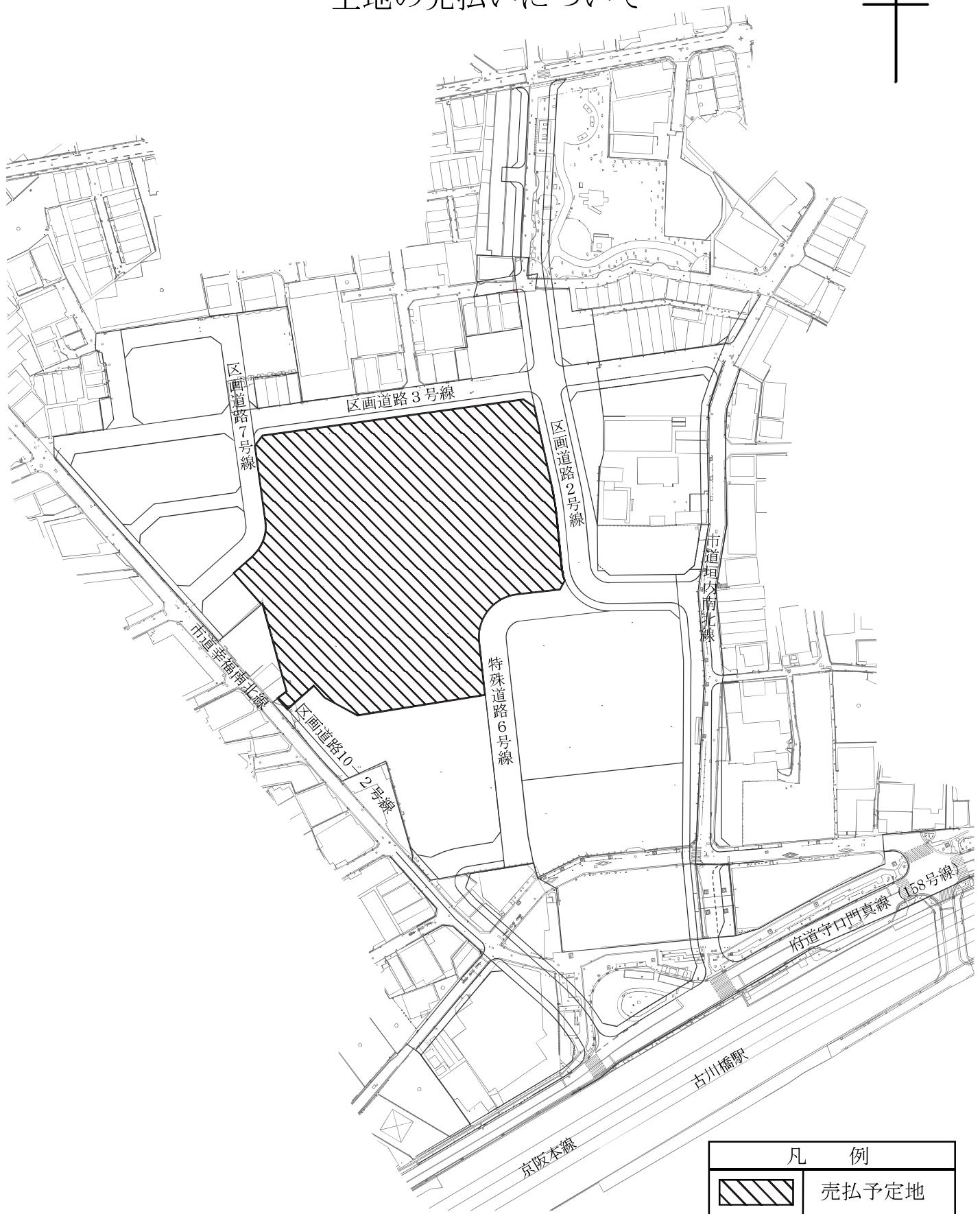
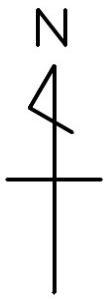
門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 土地の所在 | 門真市幸福町2024番3 |
| 2 土地の地目 | 学校用地 |
| 3 土地の面積 | 9,304m ² (仮換地地積 8,527m ²) |
| 4 売 払 金 額 | 2,468,589,660円 |
| 5 売払いの相手方 | (1) 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
住友不動産株式会社
代表取締役 仁島 浩順
(2) 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
京阪電鉄不動産株式会社
代表取締役 道本 能久
(3) 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
ミサワホーム株式会社
代表取締役 作尾 徹也 |

参考資料

土地の売払いについて



議案第56号

門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の規定に基づき設置する門真市介護認定審査会の委員の定数等を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例

(委員の定数)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第14条の規定に基づき設置する門真市介護認定審査会の委員の定数は、72人以内とする。

(委任)

第2条 法令及びこの条例に定めるもののほか、門真市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後		改正前	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
門真市ものづくり産業振興懇話会委員	略	門真市ものづくり産業振興懇話会委員	略
介護認定審査会長	日 19,000円		—
合議体の長	日 19,000円		—
委員	日 18,500円		—
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第57号

門真市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の制定について

門真市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の
2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着
型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。ただし、当該法人の役員等又は病床を有する診療所を開設している者が門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（省令第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第58号

門真市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の制定について

門真市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次
のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並び
に第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指
定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるにつき、本条例案を提
出するものである。

門真市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等（指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人の役員等が門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第59号

門真市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

門真市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第2項第1号、第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号、第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該法人の役員等が門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合を除く。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(記録の保存)

第5条 前条の規定にかかわらず、省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第60号

門真市介護給付費準備基金条例の制定について

門真市介護給付費準備基金条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

介護保険事業の安定的かつ健全な財政運営に資するため、門真市介護給付費準備基金を設置するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市介護給付費準備基金条例

(設置)

第1条 介護保険事業の安定的かつ健全な財政運営に資するため、門真市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上する。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付に要する費用に充てるとき。
- (2) 介護保険法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業に要する費用に充てるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第61号

門真市事務分掌条例の一部改正について

門真市事務分掌条例（令和元年門真市条例第32号）の一部を次のように改正するに
つき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

くすのき広域連合が解散することに伴い、本市において介護保険料の徴収を行うに
つき、本条例案を提出するものである。

門真市事務分掌条例の一部を改正する条例

門真市事務分掌条例（令和元年門真市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(総務部の分掌事務)	(総務部の分掌事務)
第3条 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。	第3条 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。
(1)～(10) 略	(1)～(10) 略
<u>(11) 介護保険料の徴収に関すること。</u>	<u>(11) 介護保険料の徴収に関すること。</u>
<u>(12) 略</u>	<u>(12) 略</u>
<u>(13) 略</u>	<u>(13) 略</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 介護保険料の徴収のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第62号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する庁舎エリア整備事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担任する門真市庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）																												
1 市長の附属機関	1 市長の附属機関																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>門真市庁舎エ</td> <td>門真市庁舎エリア整備</td> </tr> <tr> <td>リア整備事業</td> <td>事業に係る委託事業者</td> </tr> <tr> <td>委託事業者選</td> <td>を選定するために必要</td> </tr> <tr> <td>定委員会</td> <td>な事項についての調査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審議に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	（略）		門真市庁舎エ	門真市庁舎エリア整備	リア整備事業	事業に係る委託事業者	委託事業者選	を選定するために必要	定委員会	な事項についての調査		審議に関する事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	（略）											
名称	担任する事務																												
（略）																													
門真市庁舎エ	門真市庁舎エリア整備																												
リア整備事業	事業に係る委託事業者																												
委託事業者選	を選定するために必要																												
定委員会	な事項についての調査																												
	審議に関する事務																												
名称	担任する事務																												
（略）																													
2～3 略	2～3 略																												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）			
区分	報酬額	区分	報酬額
) 略) 略
介護認定審査会 委員) 略	介護認定審査会 委員) 略
	(略		(略
庁舎エリア整備事業委託 事業者選定委員会委員	日 8,400円		— —
略		略	
備考	略	備考	略

議案第63号

門真市手数料条例の一部改正について

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

くすのき広域連合が解散することに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）関係事務に係る手数料を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

門真市手数料条例の一部を改正する条例

門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
事務の区分	手数料の額		事務の区分	手数料の額	
	単位及 び区分	金額		単位及 び区分	金額
（略）			（略）		
14	略		14	略	
15	介護保 険 法 (平成 9年法 律 第 123号。 以下こ の項に おいて 「法」 と い う。)関 係事務	(1) 法第78条の 2 第1項の規 定に基づく指 定地域密着型 サービス事業 者の指定（同 条第10項の規 定により当該 指定があった ものとみなさ れるものを除 く。次号にお いて同じ。） の申請に対す る審査（同号に 掲げる審査を 除く。）	1 件に 30,000円		
		2 第1項の規 定に基づく指 定地域密着型 サービス事業 者の指定（同 条第10項の規 定により当該 指定があった ものとみなさ れるものを除 く。次号にお いて同じ。） の申請に対す る審査（同号に 掲げる審査を 除く。）			
		(2) 法第78条の 2 第1項の規 定に基づく指 定地域密着型 サービス事業 者の指定（法 第78条の2の 2 第1項の規 定による共生 型地域密着型 サービス事業 者の特例に係 る規定の適用	1 件に 10,000円		
		2 第1項の規 定に基づく指 定地域密着型 サービス事業 者の指定（法 第78条の2の 2 第1項の規 定による共生 型地域密着型 サービス事業 者の特例に係 る規定の適用			

改正後			改正前		
	を受ける指定 に限る。)の申 請に対する審 査				
(3)	法第78条の1件に10,000円 12において準つき 用する法第70 条の2第1項 の規定に基づ く指定地域密 着型サービス 事業者の指定 (法第78条の 2第10項の規 定により当該 指定があった ものとみなさ れるものを除 く。)の更新の 申請に対する 審査				
(4)	法第79条第1件に30,000円 1項の規定につき に基づく指定居 宅介護支援事 業者の指定の 申請に対する 審査				
(5)	法第79条の1件に10,000円 2第1項の規つき 定に基づく指 定居宅介護支 援事業者の指 定の更新の申 請に対する審 査				
(6)	法第115条の1件に30,000円 12第1項の規つき 定に基づく指 定地域密着型 介護予防サー				

改正後			改正前		

改正後			改正前		
	者 <u>の指定(法第115条の12第7項において準用する法第78条の2第10項の規定により当該指定があつたものとみなされるものを除く。)の更新の申請に対する審査</u>				
(9)	<u>法第115条の1件に30,000円</u>				
	<u>22第1項の規</u> <u>つき定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査</u>				
(10)	<u>法第115条の1件に10,000円</u>				
	<u>31において準</u> <u>つき用する法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査</u>				
(11)	<u>法第115条の1件に30,000円</u>				
	<u>45の5第1項</u> <u>つきの規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査(次号に掲げる審査を除く。)</u>				
(12)	<u>法第115条の1件に10,000円</u>				
	<u>45の5第1項</u> <u>つきの規定に基づ</u>				

改正後			改正前		
く指定事業者 の指定(障害者 の日常生活及 び社会生活を 総合的に支援 するための法 律(平成17年法 律第123号) 第 29条第1項に 規定する指定 障害福祉サー ビス事業者の 指定(同法第5 条第2項に規 定する居宅介 護又は同条第 3項に規定す る重度訪問介 護に係るもの に限る。)を受 けている者が 行う当該指定 を受けている 事業所に係る 法第115条の45 第1項第1号 イに規定する 第1号訪問事 業を行う者の 指定及び児童 福祉法(昭和22 年法律第164 号)第21条の5 の3第1項に 規定する指定 障害児通所支 援事業者の指 定(同法第6条 の2の2第2 項に規定する 児童発達支援					

改正後			改正前		
又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスに係るもの(主として同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。)に限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(同法第5条第7項に規定する生活介護又は同条第12項に規定する自立訓練に係るものに限る。)を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号に規定する第1号通所事業を行う者の指定に限る。)の申請に対する審査					

改正後			改正前		
(13) 法第115条の 45の6第1項 の規定に基づ く指定事業者 の指定の更新 の申請に対す る審査	1件に 10,000円 つき				
(14) 第1号及び 第6号に規定 する指定の申 請が同時にな された場合(当 該2の申請に 係る事業を同 一の事業所に おいて一体的 に運営しよう とする場合に 限る。)におけ る当該2の申 請に対する審 査	1件に 35,000円 つき				
(15) 第1号及び 第11号に規定 する指定の申 請が同時にな された場合(当 該2の申請に 係る事業を同 一の事業所に おいて一体的 に運営しよう とする場合に 限る。)におけ る当該2の申 請に対する審 査	1件に 35,000円 つき				
(16) 第2号及び 第7号に規定 する指定の申 請が同時にな	1件に 10,000円 つき				

改正後			改正前		
	された場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する審査				
(17)	第2号及び 第12号に規定つきする指定の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する審査	1件に 10,000円			
(18)	第3号及び 第8号に規定つきする指定の更新の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する審査	1件に 10,000円			

改正後				改正前			
	(19) 第3号及び1件に10,000円 第13号に規定つき する指定の更 新の申請が同 時になされた 場合(当該2の 申請に係る事 業を同一の事 業所において 一体的に運営 しようとする 場合に限る。) における当該 2の申請に対 する審査						
16	略			15	略		

備考

- 1 略
- 2 上記の表の第1の項第1号及び第2号並びに同表の第16の項第1号から第4号まで、第7号、第8号及び第11号（以下この項において「各号」という。）に規定する証明のうち、郵送（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。）により申請し、及び交付するものにあっては、各号に定める手数料の額に1件につき100円を加算した額とする。
- 3 上記の表の第1の項第1号の住民票の写しの交付、第16の項第1号の租税公課に関する証明及び同項第5号の印鑑登録証明書の交付のうち、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により申請し、及び交付するものに

備考

- 1 略
- 2 上記の表の第1の項第1号及び第2号並びに同表の第15の項第1号から第4号まで、第7号、第8号及び第11号（以下_____「各号」という。）に規定する証明のうち、郵送（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付をいう。）により申請し、及び交付するものにあっては、各号に定める手数料の額に1件につき100円を加算した額とする。
- 3 上記の表の第1の項第1号の住民票の写しの交付、第15の項第1号の租税公課に関する証明及び同項第5号の印鑑登録証明書の交付のうち、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により申請し、及び交付するものに

改正後	改正前
<p>あつては、同表の第1の項第1号、<u>第16の項第1号</u>又は同項第5号に定める手数料の額から1件又は1枚につき100円を減額した額とする。</p>	<p>あつては、同表の第1の項第1号、<u>第15の項第1号</u>又は同項第5号に定める手数料の額から1件又は1枚につき100円を減額した額とする。</p>
4 略	4 略
5 上記の表の <u>第16の項第1号</u> に規定する証明のうち租税に係るものは、1税目ごとに1件とする。ただし、市民税と府民税又は固定資産税と都市計画税を併せて証明を申請したときは、当該2税目を1件として取り扱うものとする。	5 上記の表の <u>第15の項第1号</u> に規定する証明のうち租税に係るものは、1税目ごとに1件とする。ただし、市民税と府民税又は固定資産税と都市計画税を併せて証明を申請したときは、当該2税目を1件として取り扱うものとする。
6 上記の表の <u>第16の項第1号</u> 及び第2号に規定する証明については、土地、建物その他物件につき、4筆又は4棟までごとにそれぞれ1件とする。ただし、土地、建物その他物件を併記する証明にあつては、筆数及び棟数の合計数が4までごとに1件とする。	6 上記の表の <u>第15の項第1号</u> 及び第2号に規定する証明については、土地、建物その他物件につき、4筆又は4棟までごとにそれぞれ1件とする。ただし、土地、建物その他物件を併記する証明にあつては、筆数及び棟数の合計数が4までごとに1件とする。
7 上記の表の <u>第16の項第1号</u> 及び第2号に規定する証明のうち、土地、建物その他物件に関するものについて、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、その他の物件は1個ごとに証明を要するときは、1筆、1棟又は1個をもつて1件とする。	7 上記の表の <u>第15の項第1号</u> 及び第2号に規定する証明のうち、土地、建物その他物件に関するものについて、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、その他の物件は1個ごとに証明を要するときは、1筆、1棟又は1個をもつて1件とする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第64号

門真市営住宅条例の一部改正について

門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

大阪府から府営住宅の一部を本市に移管することに伴い、その名称及び位置を規定するとともに、借上げ公営住宅について必要な事項を定める等につき、本条例案を提出するものである。

門真市営住宅条例の一部を改正する条例

門真市営住宅条例（平成9年門真市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																										
(市営住宅の設置)	(市営住宅の設置)																										
第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <u>ただし、公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げをいう。以下同じ。）に係る公営住宅（以下「借上げ公営住宅」という。）については、市長が公示して定める。</u>	第3条 本市に市営住宅を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本町住宅</td> <td rowspan="7">（略）</td> </tr> <tr> <td>寿住宅</td> </tr> <tr> <td>新橋住宅</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>千石西町住宅</td> </tr> <tr> <td>四宮住宅</td> </tr> <tr> <td>下馬伏住宅</td> </tr> <tr> <td>北岸和田住宅</td> <td>門真市江端町</td> </tr> <tr> <td>三ツ島住宅</td> <td>門真市三ツ島6丁目</td> </tr> <tr> <td>北島住宅</td> <td>門真市五月田町</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	本町住宅	（略）	寿住宅	新橋住宅	略	千石西町住宅	四宮住宅	下馬伏住宅	北岸和田住宅	門真市江端町	三ツ島住宅	門真市三ツ島6丁目	北島住宅	門真市五月田町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本町市営住宅</td> <td rowspan="7">（略）</td> </tr> <tr> <td>寿市営住宅</td> </tr> <tr> <td>新橋市営住宅</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>門真千石西町住宅</td> </tr> <tr> <td>門真四宮住宅</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	本町市営住宅	（略）	寿市営住宅	新橋市営住宅	略	門真千石西町住宅	門真四宮住宅	
名称	位置																										
本町住宅	（略）																										
寿住宅																											
新橋住宅																											
略																											
千石西町住宅																											
四宮住宅																											
下馬伏住宅																											
北岸和田住宅	門真市江端町																										
三ツ島住宅	門真市三ツ島6丁目																										
北島住宅	門真市五月田町																										
名称	位置																										
本町市営住宅	（略）																										
寿市営住宅																											
新橋市営住宅																											
略																											
門真千石西町住宅																											
門真四宮住宅																											
(適用除外)	(適用除外)																										
第3条の18 第3条の9第2項から第5項まで、第3条の10第3項及び第3条の13から第3条の16までの規定は、 <u>借上げ公営住宅</u> については、適用しない。	第3条の18 第3条の9第2項から第5項まで、第3条の10第3項及び第3条の13から第3条の16までの規定は、 <u>法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げに係る公営住宅</u> については、適用しない。																										
(入居者の公募)	(入居者の公募)																										
第4条	第4条																										
1 略	1 略																										
2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある者については、公募によらないで公営住宅に入居させることができる。	2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある者については、公募によらないで公営住宅に入居させることができる。																										
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略																										
(3) <u>公営住宅の借上げに係る契約の終了</u>	—																										

改正後	改正前
(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略	(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略
(公営住宅の入居者資格の特例)	(公営住宅の入居者資格の特例)
第6条 <u>公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第3項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u>	第6条 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅又は改良住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第3項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
(修繕費用の負担)	(修繕費用の負担)
第19条	第19条
1 略	1 略
2 前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅に係る修繕費用については、市長が別に定める。	
(入居者の費用負担)	(入居者の費用負担)
第20条	第20条
1 略	1 略
2 前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅の入居者が負担する費用については、市長が別に定める。	
(共益費の徴収等)	(共益費の徴収等)
第21条 市長は、前条第1項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために特に必要があると認めて規則で定める費用を共益費として、規則で定めるところにより、入居者から徴収する。	第21条 市長は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要があると認めて規則で定める費用を共益費として、規則で定めるところにより、入居者から徴収する。
2～3 略	2～3 略
4 前3項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅に係る共益費については、市長が別に定める。	

改正後	改正前
(公営住宅及び改良住宅の返還)	(公営住宅及び改良住宅の返還)
第35条 入居者は、公営住宅又は改良住宅を返還しようとするときは、 <u>第19条及び第20条に規定する費用を精算するとともに、返還しようとする日の30日前までに市長に届け出て、第45条の2に規定する市営住宅監理員又は市長が指定する者（以下「市営住宅監理員等」という。）の検査を受けなければならない。</u>	第35条 入居者は、公営住宅又は改良住宅を返還しようとするときは、 <u>第19条各号及び第20条各号に掲げる費用を精算するとともに、返還しようとする日の30日前までに市長に届け出て、第45条の2に規定する市営住宅監理員又は市長が指定する者（以下「市営住宅監理員等」という。）の検査を受けなければならない。</u>
2 略	2 略
(準用)	(準用)
第40条の8 第4条、第8条から第11条まで、第15条、第16条、 <u>第19条第1項、第20条第1項、第21条（第4項を除く。）</u> 、第23条の2から第25条まで、第30条第1項及び第34条から第35条の3までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第40条の8 第4条、第8条から第11条まで、第15条、第16条、 <u>第19条から第21条まで、第23条の2から第25条まで、第30条第1項及び第34条から第35条の3までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>
第4条第1項 並びに同条第2項各号列記以外の部分並びに <u>同項第7号及び第8号</u> （略）	第4条第1項 並びに同条第2項各号列記以外の部分並びに <u>同項第6号及び第7号</u> （略）
第15条第2項、第16条第2項及び <u>第20条第1項第6号</u>	第15条第2項、第16条第2項及び <u>第20条第6号</u>
第21条第1項	第21条第1項
前条第1項各号	前条各号
第40条の8において準用する <u>第20条第1項各号</u>	第40条の8において準用する <u>第20条各号</u>
（略）	（略）
第35条第1項	第35条第1項
略	略
第19条及び第40条の8において準用する <u>第20条に規定する</u>	第19条各号第40条の8において準用する

改正後			改正前		
	定する	る第19条第1項各号及び第20条第1項各号に掲げる		各号	る第19条各号及び第20条各号
（略）			（略）		
(駐車場の使用承認)			(駐車場の使用承認)		
第41条 市営住宅 （借上げ公営住宅を除く。以下この章において同じ。）の入居者又は同居者が当該市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするときは、当該入居者が市長の承認を受けなければならない。			の入居者又は同居者が当該市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするときは、当該入居者が市長の承認を受けなければならない。		
(駐車場の使用料等)			(駐車場の使用料等)		
第43条			第43条		
1 略			1 略		
2 使用者（本町住宅、寿住宅及び新橋住宅の使用者を除く。第5項において同じ。）は、当該駐車場の使用開始時における3月分の使用料に相当する額の保証金を納付しなければならない。			2 使用者（本町市営住宅、寿市営住宅及び新橋市営住宅の使用者を除く。第5項において同じ。）は、当該駐車場の使用開始時における3月分の使用料に相当する額の保証金を納付しなければならない。		
3～5 略			3～5 略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(府条例に基づく手続等の取扱い)
- 市営住宅（この条例による改正後の門真市営住宅条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及び共同施設（同条第5号に規定する共同施設をいう。）のうち、本市が大阪府から取得するもの（以下「対象住宅」という。）に関し、新条例第3条の規定により本市が対象住宅を設置する日前に公営住宅法（昭和26年法律第193号。これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定又は大阪府営住宅条例（昭和26年大阪府条例第45号。以下「府条例」という。）の規定若しくは大阪府営住宅条例施行規則（昭和35年大阪府規則第34号）の規定に基づいて大阪府知事が行い、又は大阪府知事に対して行われた処分、手續その他の行為は、公営住宅法の規定又は新条例の相当する規定に基づいて市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手續その他の行為とみなす。

(入居していた期間の通算)

- 対象住宅（市営住宅に限る。）に係る新条例第26条第1項及び第2項、第27条並びに第29条の規定の適用については、当該住宅の入居者が新条例第3条の規定による当該住宅の設置の日前に府条例の規定に基づき当該住宅に入居していた期間（同日の前日を含

む引き続いた期間に限る。) は、その者が新条例の規定に基づき当該住宅に入居している期間に通算する。

議案第65号

令和5年度門真市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,916,700千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,711,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 峰入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
14 国庫支出金		20,360,597	△305,231	20,055,366
	1 国庫負担金	13,629,516	△37,411	13,592,105
	2 国庫補助金	6,691,115	△267,820	6,423,295
15 府支出金		4,928,110	5,536	4,933,646
	1 府負担金	3,421,186	736	3,421,922
	2 府補助金	902,668	4,800	907,468
16 財産収入		65,018	2,468,590	2,533,608
	2 財産売払収入	13,077	2,468,590	2,481,667
18 繰入金		2,257,641	482,922	2,740,563
	1 基金繰入金	2,257,641	482,922	2,740,563
19 諸収入		665,896	384	666,280
	4 雑入	641,711	384	642,095
20 市債		7,932,421	129,300	8,061,721
	1 市債	7,932,421	129,300	8,061,721
21 繰越金		0	135,199	135,199
	1 繰越金	0	135,199	135,199
歳 入 合 計		70,794,496	2,916,700	73,711,196

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		6,830,126	1,381,343	8,211,469
	1 総務管理費	5,747,211	1,380,810	7,128,021
	2 徴税費	552,918	153	553,071
	3 戸籍住民基本台帳費	350,107	380	350,487
3 民生費		32,829,385	351,132	33,180,517
	1 社会福祉費	12,182,165	40,929	12,223,094
	2 児童福祉費	8,397,634	92,331	8,489,965
	3 生活保護費	10,587,303	217,872	10,805,175
4 衛生費		7,660,393	△309,054	7,351,339
	1 保健衛生費	1,862,918	△309,054	1,553,864
6 商工費		214,704	153,026	367,730
	1 商工費	214,704	153,026	367,730
7 土木費		11,168,179	148,217	11,316,396
	2 道路橋りょう費	1,295,520	25,612	1,321,132
	4 都市計画費	5,731,260	△141,662	5,589,598
	5 住宅費	3,626,731	264,267	3,890,998
9 教育費		5,084,034	1,235,528	6,319,562
	1 教育総務費	2,206,411	1,234,297	3,440,708
	4 幼稚園費	167,553	1,231	168,784
12 予備費		117,902	△43,492	74,410
	1 予備費	117,902	△43,492	74,410
歳 出 合 計		70,794,496	2,916,700	73,711,196

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
旧門真市立北小学校解体工事実施設計業務委託	令和5年度 △ 令和6年度		千円 9,965
環境基本計画策定業務委託	令和5年度 △ 令和6年度		11,440
幸福町・垣内町地区基本設計・地質調査業務委託	令和5年度 △ 令和6年度		114,362
執務環境調査・チェンジマネジメント支援業務委託	令和5年度 △ 令和7年度		37,629
高圧線地中化調査設計業務負担金	令和6年度 △ 令和7年度		11,220
門真千石西町住宅第4期工事（令和5年度インフレスライド増額分）	令和6年度 △ 令和7年度		527,092

変　　更

事　　項	変　　更　　前		
	期　間	限　度	額
幸福町・垣内町地区公共用地購入費	令和 5 年度		千円
	\S		332,478
幸福町・垣内町地区老朽建築物等補償費	令和 5 年度		
	\S		489,055
	令和 7 年度		

変更後		
期間	限度額	
令和5年度		千円
\S	494,873	
令和6年度		
令和5年度		
\S	520,128	
令和7年度		

第3表 地方債補正
変更

起 債 の 目 的	補正前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
社会福祉施設等整備	千円 24,200		8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。
住宅市街地総合整備	1,817,400	普通貸借 又 は 証券発行	団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅整備	1,469,800			
計	3,311,400			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円 35,700		8. 0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方
普 通 貸 借 1,803,700	普通貸借 又 は	金及び地方公共 團体金融機構資	法で償還する。 ただし、市財政の都合
証 券 発 行 1,601,300	証券発行	金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
3,440,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	20,360,597	△305,231	20,055,366
15 府支出金	4,928,110	5,536	4,933,646
16 財産収入	65,018	2,468,590	2,533,608
18 繰入金	2,257,641	482,922	2,740,563
19 諸収入	665,896	384	666,280
20 市債	7,932,421	129,300	8,061,721
21 繰越金	0	135,199	135,199
歳 入 合 計	70,794,496	2,916,700	73,711,196

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費	6,830,126	1,381,343	8,211,469
3 民生費	32,829,385	351,132	33,180,517
4 衛生費	7,660,393	△309,054	7,351,339
6 商工費	214,704	153,026	367,730
7 土木費	11,168,179	148,217	11,316,396
9 教育費	5,084,034	1,235,528	6,319,562
12 予備費	117,902	△43,492	74,410
歳出合計	70,794,496	2,916,700	73,711,196

補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
特 定	財	源	そ の 他	
国府支出金	地 方 債	千円	千円	千円
△11,093	11,500		384	350,341
△389,871				80,817
				153,026
60,722	117,800		△57,078	26,773
116				1,235,412
				△43,492
△340,126	129,300		△56,694	3,184,220

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	13,361,501	38,311	13,399,812
2 衛生費国庫負担金	223,826	△77,106	146,720
3 教育費国庫負担金	44,189	1,384	45,573
計	13,629,516	△37,411	13,592,105

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	721,086	△9,390	711,696
------------	---------	--------	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 生活保護費等 負担金	千円 19,371	生活扶助費等負担金過年度分	千円
5 子育てのため の施設等利用 給付費交付金	89	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	
21 特別障がい者 手当等負担金	952	特別障がい者手当等負担金過年度分	
97 障がい者自立 支援給付費等 負担金	17,899	障がい者自立支援給付費等負担金過年度分	
11 新型コロナウ イルスワクチ ン接種対策費 負担金	△77,106	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
5 子育てのため の施設等利用 給付費交付金	1,384	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分	

2 子ども・子育 て支援交付金	590	子ども・子育て支援交付金
--------------------	-----	--------------

14款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 衛生費国庫補助金	874,959	△319,210	555,749
5 土木費国庫補助金	4,105,256	60,722	4,165,978
6 教育費国庫補助金	27,845	58	27,903
計	6,691,115	△267,820	6,423,295

節		説	明
区 分	金 額		
42 子ども・子育て支援施設整備交付金	千円 △9,980	子ども・子育て支援施設整備交付金	千円
12 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	△344,101	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
15 出産・子育て応援給付金給付事業費補助金	24,000	出産・子育て応援給付金給付事業費補助金	
16 出産・子育て応援給付金給付事務費補助金	891	出産・子育て応援給付金給付事務費補助金	
16 社会資本整備総合交付金	△70,853	住宅市街地総合整備事業費補助金	
79 地域居住機能再生推進事業補助金	131,575	公営住宅整備事業等補助金	
31 子ども・子育て支援交付金	58	子ども・子育て支援交付金	

14款 国庫支出金

15款 府支出金
1項 府負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府負担金	千円 3,397,526	千円 44	千円 3,397,570
3 教育費府負担金	22,094	692	22,786
計	3,421,186	736	3,421,922

15款 府支出金
2項 府補助金

2 民生費府補助金	599,264	△1,703	597,561
3 衛生費府補助金	27,152	6,445	33,597

節		説 明
区 分	金 額	
6 子育てのため の施設等利用 給付費交付金	千円 44	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分 千円
6 子育てのため の施設等利用 給付費交付金	692	子育てのための施設等利用給付費交付金過年度分

3 安心こども基 金特別対策事 業費補助金	238	安心こども基金特別対策事業費補助金
31 子ども・子育 て支援交付金	554	子ども・子育て支援交付金
42 子ども・子育 て支援施設整 備交付金	△2,495	子ども・子育て支援施設整備交付金
26 出産・子育て 応援給付金給 付事業費補助 金	6,000	出産・子育て応援給付金給付事業費補助金
27 出産・子育て 応援給付金給 付事務費補助 金	445	出産・子育て応援給付金給付事務費補助金

15款 府支出金

1 5 款 府支出金
2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費府補助金	千円 23,127	千円 58	千円 23,185
計	902,668	4,800	907,468

1 6 款 財産収入
2 項 財産売払収入

2 不動産売払収入	11,046	2,468,590	2,479,636
計	13,077	2,468,590	2,481,667

1 8 款 繰入金
1 項 基金繰入金

5 まちづくり整備基金繰入金	816,302	△57,154	759,148
6 市営住宅建設基金繰入金	456,240	76	456,316
8 財政調整基金繰入金	290,000	540,000	830,000
計	2,257,641	482,922	2,740,563

1 9 款 諸収入
4 項 雜入

2 雜入	640,982	384	641,366
計	641,711	384	642,095

節		説 明
区 分	金 額	
31 子ども・子育て支援交付金	千円 58	子ども・子育て支援交付金 千円

1 土地売払収入	2,468,590	土地売払収入

1 まちづくり整備基金繰入金	△57,154	まちづくり整備基金繰入金
1 市営住宅建設基金繰入金	76	市営住宅建設基金繰入金
1 財政調整基金繰入金	540,000	財政調整基金繰入金

10 補助金返還金	384	令和3年度有料老人ホーム等感染拡大防止対策補助金返還金

15款 府支出金 16款 財産収入 18款 繰入金 19款 諸収入

20款 市債

1項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生債	24,200	11,500	35,700
5 土木債	3,620,700	117,800	3,738,500
計	7,932,421	129,300	8,061,721

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	0	135,199	135,199
計	0	135,199	135,199

節		説 明
区 分	金 額	
2 社会福祉施設 整備事業債	千円 △1,900	新統合学校放課後児童クラブ整備事業債 千円
17 公共施設等適 正管理推進事 業債	13,400	新統合学校放課後児童クラブ整備事業債
1 住宅市街地總 合整備事業債	△26,700	住宅市街地総合整備事業債
16 公営住宅建設 事業債	144,500	千石西町公営住宅再整備事業債 131,500 高圧線地中化整備事業債 13,000

1 前年度繰越金	135,199	前年度繰越金

20款 市債 21款 繰越金

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,544,704	千円 9,008	千円 4,553,712	千円	千円	千円	千円 9,008
5 会計管理費	31,575	375	31,950				375
14 人権政策推進費	37,356	1,933	39,289				1,933

節		説明
区分	金額	
1 報酬	千円 113	○シティプロモーションによる定住促進 ふるさと納税推進事業 報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当
3 職員手当等	157	270 113 113 157 157
9 旅費	84	○施策評価対象外事業 財政運営事務 旅費 費用弁償
28 繰出金	8,654	8,654 8,654 8,654 水洗便所改造資金貸付基金繰出金 8,654 ○施策評価対象外事業 宿舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務 旅費 費用弁償
12 役務費	210	84 84 84
13 委託料	165	○施策評価対象外事業 審査・金銭・物品出納及び決算事務 役務費 通信運搬費 委託料 各種業務委託料（費用） 公共料金支払管理業務委託料
23 債還金利子及び割引料	1,933	○平和と人権の尊重 女性サポートステーション運営事業 債還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金返還金 1,933 1,933 1,933 1,933

2款 総務費

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
20 まちづくり 整備基金費	千円 0	千円 1,234,295	千円 1,234,295	千円	千円	千円	千円 1,234,295
21 財政調整基 金費	0	135,199	135,199				135,199
計	5,747,211	1,380,810	7,128,021	0	0	0	1,380,810

2款 総務費

2項 徴税費

1 税務総務費	378,985	153	379,138				153
計	552,918	153	553,071	0	0	0	153

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基 本台帳費	350,107	380	350,487				380
-----------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----

節		説明
区分	金額	
25 積立金	千円 1,234,295	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金
		千円 1,234,295 1,234,295 1,234,295 1,234,295
25 積立金	135,199	○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業 積立金 財政調整基金（流動資産） 基金積立金
		135,199 135,199 135,199 135,199

1 報酬	38	○施策評価対象外事業 市税徵収事務
3 職員手当等	115	報酬 会計年度任用職員 職員手当等 期末手当
		153 38 38 115 115

9 旅費	380	○施策評価対象外事業 窓口事務
		旅費
		295 295

2款 総務費

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	350,107	380	350,487	0	0	0	380

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	6,930,020	11,484	6,941,504				11,484
-----------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		費用弁償 295
		窓口事務（新型コロナ対策） 85
		旅費 85
		費用弁償 85

13 委託料	△21,730	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
		自宅療養者等支援事業（新型コロナ対策） △21,730
23 債還金利子及び割引料	33,214	委託料 △21,730
		各種業務委託料（費用） △21,730
		新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援業務委託料 △21,730
		○障がい児（者）等への支援
		地域生活支援事業 17
		債還金利子及び割引料 17
		過年度過誤納還付 17
		令和4年度地域生活支援事業費国庫補助金返還金 17
		○生活保障と自立支援
		生活困窮者自立支援事業 12,608
		債還金利子及び割引料 12,608
		過年度過誤納還付 12,608
		令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金 343
		令和4年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金返還金 12,265
		生活困窮者自立支援金支給事業（新型コロナ対策） 1,110

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 老人福祉費	2,665,730	29,445	2,695,175			384 諸収入 384	29,061		

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		償還金利子及び割引料 1,110
		過年度過誤納還付 1,110
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費分返還金 80
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務費分返還金 1,030
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業（新型コロナ対策） 66
		償還金利子及び割引料 66
		過年度過誤納還付 66
		令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金事務費分返還金 66
		○施策評価対象外事業
		自立支援医療公費負担事業 19,413
		償還金利子及び割引料 19,413
		過年度過誤納還付 19,413
		令和4年度障がい者医療費国庫負担金返還金 10,900
		令和4年度更生医療費府費負担金返還金 8,513
23 償還金利子及び割引料	384	○高齢者への支援
		介護保険サービス実施事業 29,061
		繰出金 29,061
28 繰出金	29,061	他会計への繰出金 29,061
		事務費繰出金 29,061
		有料老人ホーム等感染拡大防止対策支援事業（新型コロナ対策） 384
		償還金利子及び割引料 384
		過年度過誤納還付 384
		令和3年度大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金返還金 384

3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 12,182,165	千円 40,929	千円 12,223,094	千円 0	千円 0	千円 384	千円 40,545

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	590,445	14,791	605,236	△12,415 国庫支出金 △9,932 府支出金 △2,483	11,500 市債 11,500		15,706
-----------	---------	--------	---------	--	------------------------	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

9 旅費	115	○みんなで支え合う子育て環境づくり なかよし広場運営事業
23 償還金利子及び割引料	14,676	償還金利子及び割引料
		過年度過誤納還付
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		47
		養育支援訪問事業
		205
		償還金利子及び割引料
		205
		過年度過誤納還付
		205
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		205
		地域子育て支援センター運営事業
		477
		償還金利子及び割引料
		477
		過年度過誤納還付
		477
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		477
		放課後児童クラブ運営事業
		2,268
		償還金利子及び割引料
		2,268
		過年度過誤納還付
		2,268
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		2,268
		放課後児童クラブ運営事業（新型コロナ対策）
		1,322
		償還金利子及び割引料
		1,322
		過年度過誤納還付
		1,322

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		令和3年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金返還金
		247
		令和4年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金返還金
		774
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		301
		ファミリー・サポート・センター運営事業（新型コロナ対策）
		4
		償還金利子及び割引料
		4
		過年度過誤納還付
		4
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		4
○子育て世帯への支援		
		子育て短期支援事業
		54
		償還金利子及び割引料
		54
		過年度過誤納還付
		54
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		54
		家庭児童相談事業
		1,507
		償還金利子及び割引料
		1,507
		過年度過誤納還付
		1,507
		令和4年度児童虐待DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金
		703
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		804
		ひとり親自立支援事業
		2,711
		償還金利子及び割引料
		2,711
		過年度過誤納還付
		2,711

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 児童措置費	6,560,230	76,486	6,636,716	1,322			75,164		

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和4年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金
		2,711
		子ども・子育てサービス利用者支援事業
		212
		償還金利子及び割引料
		212
		過年度過誤納還付
		212
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		212
		○母子保健の充実
		こんにちは赤ちゃん事業
		54
		償還金利子及び割引料
		54
		過年度過誤納還付
		54
		令和4年度子ども子育て支援交付金国庫補助金返還金
		54
		○施策評価対象外事業
		ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）
		4,308
		旅費
		115
		費用弁償
		115
		償還金利子及び割引料
		4,193
		過年度過誤納還付
		4,193
		ひとり親世帯生活支援特別給付金事務費国庫負担金返還金
		4,193
		ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）
		1,622
		償還金利子及び割引料
		1,622
		過年度過誤納還付
		1,622
		ふたり親世帯生活支援特別給付金事務費国庫負担金返還金
		1,622
1 報酬	55	○子育て世帯への支援

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円 国庫支出金 542 府支出金 780	千円	千円	千円

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	千円 11	保育所等給食費補助事業 2,691
9 旅費	86	負担金補助及び交付金 2,691
19 負担金補助及び交付金	4,319	補助金 2,691 給食費補助金 2,691
23 償還金利子及び割引料	72,015	○就学前教育・保育の充実 民間保育所等補助事業 32,576 負担金補助及び交付金 612 補助金 612 一時預かり事業補助金 612 償還金利子及び割引料 31,964 過年度過誤納還付 31,964 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 276 令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 5,291 令和4年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金 26,397 病児・病後児保育事業 2,174 負担金補助及び交付金 1,016 補助金 1,016 病児・病後児保育事業補助金 1,016 償還金利子及び割引料 1,158 過年度過誤納還付 1,158 令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金 1,158 保育士等確保事業 739 償還金利子及び割引料 739 過年度過誤納還付 739

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		令和4年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金
		739
		民間保育所等補助事業（新型コロナ対策）
		7,765
		償還金利子及び割引料
		7,765
		過年度過誤納還付
		7,765
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金
		6,010
		令和4年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金
		1,346
		令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金
		409
○施策評価対象外事業		
		助産施設入所事業
		639
		償還金利子及び割引料
		639
		過年度過誤納還付
		639
		令和4年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金
		426
		令和4年度児童入所施設措置費等府費負担金返還金
		213
○施策評価対象外事業		
		ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）
		9,150
		償還金利子及び割引料
		9,150
		過年度過誤納還付
		9,150
		ひとり親世帯生活支援特別給付金事業費国庫負担金返還金
		9,150
		ふたり親等世帯生活支援特別給付金給付事業（新型コロナ対策）
		20,600
		償還金利子及び割引料
		20,600

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 保育園費	554,339	1,054	555,393				1,054		
計	8,397,634	92,331	8,489,965	△11,093	11,500	0	91,924		

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	599,349	217,872	817,221					217,872
-----------	---------	---------	---------	--	--	--	--	---------

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		過年度過誤納還付 20,600
		ふたり親世帯生活支援特別給付金事業費国庫負担金返還金 20,600
		○施策評価対象外事業
		子育てのための施設等利用給付事業 152
		報酬 55
		会計年度任用職員 55
		職員手当等 11
		期末手当 11
		旅費 86
		費用弁償 86
23 債還金利子及び割引料	1,054	○就学前教育・保育の充実
		公立認定こども園運営事業 572
		債還金利子及び割引料 572
		過年度過誤納還付 572
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金 572
		公立保育所運営事業 482
		債還金利子及び割引料 482
		過年度過誤納還付 482
		保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金 482

9 旅費	463	○生活保障と自立支援 適正化推進事業 118
------	-----	---------------------------

3款 民生費

3款 民生費

3項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	10,587,303	217,872	10,805,175	0	0	0	217,872		

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	497,992	37,822	535,814	31,336 国庫支出金 24,891 府支出金 6,445				6,486
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--	-------

節		説 明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	千円 217,409	旅費 費用弁償 ○施策評価対象外事業 生活保護給付事業 旅費 費用弁償 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 令和4年度医療扶助費等国庫負担金返還金 令和4年度介護扶助費等国庫負担金返還金 令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 2,817 令和4年度生活保護費府費負担金返還金 12,396

1 報酬	1,039	○母子保健の充実
3 職員手当等	211	妊娠・出産包括支援事業 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 令和4年度子ども子育て支援交付金国庫補助金返還金 40 40 40 40
9 旅費	12	
11 需用費	3	
12 役務費	264	出産・子育て応援給付金給付事業 報酬 会計年度任用職員 37,782 1,039 1,039
13 委託料	36,251	
14 使用料及び賃借料	2	職員手当等 期末手当 211 211

3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 予防費	1,078,060	△357,399	720,661	△421,207 国庫支出金 △421,207			63,808		

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	千円 40	旅費 費用弁償 需用費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 委託料 各種業務委託料（費用） 出産・子育て応援給付業務委託料 使用料及び賃借料 使用料及び賃借料（物件費） 乾式コピー借上料
1 報酬	50	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策
2 給料	5,514	健診・各種がん検診等事業 償還金利子及び割引料
3 職員手当等	2,086	過年度過誤納還付
9 旅費	1	令和4年度感染症予防事業費等補助金返還金
12 役務費	△4,290	新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナ対策） △357,510
13 委託料	△366,350	報酬 予防接種健康被害調査委員会委員
14 使用料及び賃借料	△117	給料 一般職給 一般職給
19 負担金補助及び交付金	5,596	職員手当等 地域手当
23 償還金利子及び割引料	111	通勤手当 期末手当 旅費

4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
4 環境美化保全費	7,091	114	7,205				114		

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		費用弁償 1
		役務費 △4,290
		通信運搬費 △4,290
		委託料 △366,350
		各種業務委託料（費用） △366,350
		新型コロナワクチン接種券作成等支援業務委託料 △9,267
		新型コロナワクチン請求書等点検入力業務委託料 4,818
		新型コロナウイルスワクチン集団接種会場受付等業務委託料 △291,340
		新型コロナウイルスワクチン配送業務委託料 713
		新型コロナウイルスワクチン医療廃棄物処理業務委託料 △154
		新型コロナウイルスワクチン個別接種業務委託料 △77,106
		新型コロナウイルスワクチン予診票電子化業務委託料 5,336
		健康管理システム改修業務委託料 650
		使用料及び賃借料 △117
		使用料及び賃借料（物件費） △117
		駐車場使用料 △117
		負担金補助及び交付金 5,596
		負担金 △4
		防火管理者講習参加負担金 △4
		交付金 5,600
		小児接種協力金 △2,400
		新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金 8,000
1 報酬	84	○生活環境保全
9 旅費	15	環境基本計画等進行管理事業 114
12 役務費	5	報酬 84
		環境審議会委員 84

4款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7 保健福祉セ ンター費	123,469	10,409	133,878				10,409		
計	1,862,918	△309,054	1,553,864	△389,871	0	0	80,817		

6 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	64,441	153,026	217,467				153,026	
計	214,704	153,026	367,730	0	0	0	153,026	

7 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2 交通政策費	599,224	8,195	607,419				8,195	
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	--

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	千円 10	旅費 費用弁償 職員普通旅費 役務費 通信運搬費 使用料及び賃借料 使用料及び賃借料（物件費） 乾式コピー借上料
		15 1 14 5 5 10 10 10
11 需用費	10,409	○生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策 保健福祉センター運営事業 需用費 光热水費
		10,409 10,409 10,409

13 委託料	153,026	○地域産業の強化と発展 カドマツーリズム d e 商業振興事業（新型コロナ対策） 委託料 各種業務委託料（費用） キャッシュレスキャンペーン業務委託料
		153,026 153,026 153,026 153,026

13 委託料	8,195	○快適な道路環境の形成
--------	-------	-------------

4款 衛生費 6款 商工費 7款 土木費

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 道路新設改 良費	503,137	17,417	520,554				17,417
計	1,295,520	25,612	1,321,132	0	0	0	25,612

7款 土木費

4項 都市計画費

7 住宅市街地 総合整備事 業費	4,200,692	△167,887	4,032,805	△83,943 国庫支出金 △83,943	△26,700 市債 △26,700	△57,244 繰入金 △57,244	
10 庁舎エリア 整備事業費	391,895	26,225	418,120	13,090 国庫支出金 13,090	13,000 市債 13,000	90 繰入金 90	45

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		交通安全対策事業 8,195
		委託料 8,195
		各種業務委託料（費用） 8,195
		門真中央線追加設計業務委託料 8,195
15 工事請負費	17,417	○快適な道路環境の形成 道路整備事業 17,417 工事請負費 17,417 工事請負費（資産） 17,417 大和田駅前暫定整備工事 17,417

13 委託料	△114,362	○まちの顔づくり 密集市街地整備事業 △167,887
17 公有財産購入費	△53,525	委託料 △114,362 各種業務委託料（資産） △98,362 交流広場等基本設計業務委託料 △98,362 各種業務委託料（費用） △16,000 地質調査業務委託料 △16,000 公有財産購入費 △53,525 土地購入費 △53,525 公共用地購入費 △53,525
1 報酬	34	○まちの顔づくり 庁舎エリア整備事業 26,225
9 旅費	7	報酬 34
12 役務費	4	庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員 34

7款 土木費

7款 土木費

4項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国府支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計	5,731,260	△141,662	5,589,598	△70,853	△13,700	△57,154	45		

7款 土木費

5項 住宅費

1 住宅管理費	3,024,503	264,267	3,288,770	131,575 国庫支出金 131,575	131,500 市債 131,500	76 繰入金 76		1,116
計	3,626,731	264,267	3,890,998	131,575	131,500	76		1,116

節		説明	明
区分	金額		
19 負担金補助及び交付金	千円 26,180	旅費 職員普通旅費 役務費 通信運搬費 負担金補助及び交付金 負担金 高压線地中化調査設計業務負担金	千円 7 7 4 4 26,180 26,180 26,180

1 報酬	68	○快適な住まい環境の充実	
11 需用費	26	市営住宅維持管理事業 報酬	264,267 68
12 役務費	1,022	指定管理者候補者選定委員会委員 需用費	68 26
15 工事請負費	263,151	消耗品費 印刷製本費 役務費 手数料 工事請負費 工事請負費（資産） 門真千石西町住宅第4期新築工事	4 22 1,022 1,022 263,151 263,151 263,151

7款 土木費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 人権教育推進費	千円 7,824	千円 2	千円 7,826	千円	千円	千円	千円 2
6 教育振興基金費	0	1,234,295	1,234,295				1,234,295
計	2,206,411	1,234,297	3,440,708	0	0	0	1,234,297

9款 教育費

4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	63,668	277	63,945				277
2 教育振興費	103,885	954	104,839	116			838

国庫支出金
58
府支出金
58

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	千円 2	○平和と人権の尊重 人権教育推進支援事業 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還金 2
25 積立金	1,234,295	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金 1,234,295 1,234,295 1,234,295

23 償還金利子及び割引料	277	○就学前教育・保育の充実 公立幼稚園運営事業 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金返還金 277
19 負担金補助及び交付金	459	○子育て世帯への支援 保育所等給食費補助事業 負担金補助及び交付金 459
20 扶助費	176	補助金 459
23 償還金利子及び割引料	319	給食費補助金 扶助費 176

9款 教育費

9款 教育費

4項 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	167,553	1,231	168,784	116	0	0	1,115

12款 予備費

1項 予備費

1 予備費	117,902	△43,492	74,410				△43,492
計	117,902	△43,492	74,410	0	0	0	△43,492

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	実費徴収に係る補足給付費	176
	償還金利子及び割引料	319
	過年度過誤納還付	319
	令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	
		319

9款 教育費 12款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考 〔その他の手当の内容〕
		報 酉 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
正 補 後	長 等	4	—	32,610	20,001 (4.40月)	4,566	—	—	57,177	9,252	66,429
	議 員	20	143,676	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,223	44,864	259,087
	その他の特別職	899	52,589	—	—	—	—	—	52,589	—	52,589
	計	923	196,265	32,610	90,548 (4.40月)	4,566	—	—	323,989	54,116	378,105
正 補 前	長 等	4	—	32,610	20,001 (4.40月)	4,566	—	—	57,177	9,252	66,429
	議 員	20	143,676	—	70,547 (4.40月)	—	—	—	214,223	44,864	259,087
	その他の特別職	879	52,353	—	—	—	—	—	52,353	—	52,353
	計	903	196,029	32,610	90,548 (4.40月)	4,566	—	—	323,753	54,116	377,869
比 較	長 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	議 員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の特別職	20	236	—	—	—	—	—	236	—	236
	計	20	236	—	—	—	—	—	236	—	236

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(350) 866	482,338	3,047,158	2,593,759	6,123,255	1,191,274	7,314,529	
補 正 前	(350) 866	481,093	3,041,644	2,591,179	6,113,916	1,191,274	7,305,190	
比 較	(-) -	1,245	5,514	2,580	9,339	-	9,339	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	97,285	458,579	279,453	83,462	116,724	838,976	595,516
	補 正 前	97,285	457,808	279,453	83,404	116,724	837,225	595,516
	比 較	-	771	-	58	-	1,751	-
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補 正 後	69,776	44,593	4,808	1,370	3,025	192	
	補 正 前	69,776	44,593	4,808	1,370	3,025	192	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員(外書き)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 767	2,872,475	2,436,361	5,308,836	1,060,578	6,369,414	
補 正 前	(3) 767	2,872,475	2,436,361	5,308,836	1,060,578	6,369,414	
比 較	(-) -	-	-	-	-	-	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	97,285	434,119	278,545	74,344	116,724	718,095	595,516
	補 正 前	97,285	434,119	278,545	74,344	116,724	718,095	595,516
	比 較	-	-	-	-	-	-	-
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補 正 後	69,776	42,598	4,808	1,334	3,025	192	
	補 正 前	69,776	42,598	4,808	1,334	3,025	192	
	比 較	-	-	-	-	-	-	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(347) 99	482,338	174,683	157,398	814,419	130,696	945,115	
補正前	(347) 99	481,093	169,169	154,818	805,080	130,696	935,776	
比較	(-)	—	1,245	5,514	2,580	9,339	—	9,339

職員手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	—	24,460	908	9,118	—	120,881	—
	補正前	—	23,689	908	9,060	—	119,130	—
	比較	—	771	—	58	—	1,751	—
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	
	補正後	—	1,995	—	36	—	—	
	補正前	—	1,995	—	36	—	—	
	比較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	1,245	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	1,245	
給料	5,514	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	5,514	
職員手当	2,580	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	2,580	地域手当 通勤手当 期末手当

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	—	給与改定に伴う 増減分	—	
		昇給に伴う 増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	—	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	—	

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
報酬	1,245	報酬改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	1,245	
給料	5,514	給与改定に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	5,514	
職員手当	2,580	制度改正に伴う 増減分	—	
		その他の増減分	2,580	地域手当 通勤手当 期末手当

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
幸福町・垣内町地区公共用地購入費	千円 494,873	千円 -	千円 -	令和5年度 ↓ 令和6年度	千円 494,873	千円 247,436	千円 247,400	-	千円 37
幸福町・垣内町地区老朽建築物等補償費	520,128	-	-	令和5年度 ↓ 令和7年度	520,128	260,063	260,000	-	65
旧門真市立北小学校解体工事実施設計業務委託	9,965	-	-	令和5年度 ↓ 令和6年度	9,965	-	8,900	-	1,065
環境基本計画策定業務委託	11,440	-	-	令和5年度 ↓ 令和6年度	11,440	-	-	-	11,440
幸福町・垣内町地区基本設計・地質調査業務委託	114,362	-	-	令和5年度 ↓ 令和6年度	114,362	57,181	-	-	57,181
執務環境調査・チェンジマネジメント支援業務委託	37,629	-	-	令和5年度 ↓ 令和7年度	37,629	-	-	-	37,629
高压線地中化調査設計業務負担金	11,220	-	-	令和6年度 ↓ 令和7年度	11,220	5,610	5,600	-	10
門真千石西町住宅第4期工事（令和5年度インフレスライド増額分）	527,092	-	-	令和6年度 ↓ 令和7年度	527,092	263,544	263,400	-	148

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み			当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	千円	
1. 普通債	28,700,020	31,114,980	7,632,322	2,333,028	千円	36,414,274
(1) 総務債	6,637,787	6,377,848	179,900	795,036	千円	5,762,712
(2) 民生債	1,860,444	1,760,195	97,412	193,078	千円	1,664,529
(3) 衛生債	2,122,470	1,971,918	2,378,600	222,311	千円	4,128,207
(4) 商工債	—	—	8,100	—	千円	8,100
(5) 土木債	3,081,820	3,820,924	2,137,200	244,654	千円	5,713,470
(6) 公営住宅債	8,934,130	11,253,647	1,601,300	431,508	千円	12,423,439
(7) 消防債	42,157	47,958	23,500	2,901	千円	68,557
(8) 教育債	6,021,212	5,882,490	1,206,310	443,540	千円	6,645,260
2. 災害復旧	8,713	7,826	—	1,112	千円	6,714
(1) 衛生債	7,413	6,688	—	950	千円	5,738
(2) 土木債	1,300	1,138	—	162	千円	976
3. その他	23,417,300	22,006,172	429,399	2,039,142	千円	20,396,429
(1) 減税補てん債	145,522	93,629	—	45,404	千円	48,225
(2) 臨時財政対策債	23,117,878	21,758,643	429,399	1,993,738	千円	20,194,304
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	千円	153,900
合計	52,126,033	53,128,978	8,061,721	4,373,282	千円	56,817,417

議案第66号

令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,295,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 繰越金		0	110,799	110,799
	1 繰越金	0	110,799	110,799
	歳 入 合 計	15,184,626	110,799	15,295,425

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 諸支出金		16,260	8,975	25,235
	1 償還金及び還付加算金	16,260	8,975	25,235
8 予備費		90,000	△8,975	81,025
	1 予備費	90,000	△8,975	81,025
9 基金積立金		0	110,799	110,799
	1 基金積立金	0	110,799	110,799
歳 出 合 計		15,184,626	110,799	15,295,425

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 繰越金	0	110,799	110,799
歳 入 合 計	15,184,626	110,799	15,295,425

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金	千円 16,260	千円 8,975	千円 25,235
8 予備費	90,000	△8,975	81,025
9 基金積立金	0	110,799	110,799
歳出合計	15,184,626	110,799	15,295,425

2 歳 入

8款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 0	千円 110,799	千円 110,799
計	0	110,799	110,799

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 110,799	前年度繰越金 千円

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 償還金	千円 0	千円 8,975	千円 8,975	千円	千円	千円	千円 8,975
計	16,260	8,975	25,235	0	0	0	8,975

8款 予備費

1項 予備費

1 予備費	90,000	△8,975	81,025				△8,975
計	90,000	△8,975	81,025	0	0	0	△8,975

9款 基金積立金

1項 基金積立金

1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	0	110,799	110,799				110,799
計	0	110,799	110,799	0	0	0	110,799

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	千円 8,975	○健康保険制度の適正な運営 健康保険管理事業 償還金利子及び割引料 過年度過誤納還付 保険給付費等交付金償還金
		8,975 8,975 8,975 8,975

25 積立金	110,799	○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業 積立金 財政調整基金（流動資産） 基金積立金	110,799 110,799 110,799

国民健康保険事業特別会計

議案第67号

令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		278,021	29,061	307,082
	1 一般会計繰入金	278,021	29,061	307,082
	歳 入 合 計	278,021	29,061	307,082

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総務費		244, 191	29, 061	273, 252
	1 総務管理費	223, 194	27, 951	251, 145
	3 介護認定審査会費	478	1, 110	1, 588
	歳 出 合 計	278, 021	29, 061	307, 082

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰入金	278,021	29,061	307,082
歳 入 合 計	278,021	29,061	307,082

(歳出)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費	244,191	29,061	273,252
歳出合計	278,021	29,061	307,082

2 歳 入

1 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 278, 021	千円 29, 061	千円 307, 082
計	278, 021	29, 061	307, 082

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入金	千円 29,061	事務費繰入金	千円

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 223,194	千円 27,951	千円 251,145	千円	千円	千円	千円 27,951
計	223,194	27,951	251,145	0	0	0	27,951

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	74	1,110	1,184				1,110
計	478	1,110	1,588	0	0	0	1,110

節		説	明
区分	金額		
13 委託料	千円 27,951	○高齢者への支援 介護保険管理事業 委託料 各種業務委託料（費用） 住民情報システム等業務委託料	千円 27,951 27,951 27,951 27,951

1 報酬	1,110	○高齢者への支援	
		介護認定審査会事業	1,110
		報酬	1,110
		介護認定審査会委員	1,110

介護保険事業特別会計

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考 〔その他の手当の内容〕
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他手当 (千円)	計 (千円)			
正後	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 の 特別職	93	2,120	—	—	—	—	—	2,120	—	2,120
	計	93	2,120	—	—	—	—	—	2,120	—	2,120
正前	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 の 特別職	33	1,010	—	—	—	—	—	1,010	—	1,010
	計	33	1,010	—	—	—	—	—	1,010	—	1,010
比較	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他 の 特別職	60	1,110	—	—	—	—	—	1,110	—	1,110
	計	60	1,110	—	—	—	—	—	1,110	—	1,110

議案第68号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 北岡 慎太郎
きた おか しん た ろう

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員北岡慎太郎の任期が令和5年12月13日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

職歴

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

議案第69号

教育委員会委員の任命について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 [REDACTED]

1 氏 名 満 永 誠 一
みつ なが せい いち

1 生 年 月 日 [REDACTED]

提案理由

本市教育委員会委員土川好子の任期が令和5年9月30日をもって満了するので、本案を提出するものである。

認定第1号

令和4年度門真市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度門真市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、都市開発資金特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第2号

令和4年度門真市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度
門真市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝

認定第3号

令和4年度門真市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度
門真市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日 提出

門真市長 宮本 一孝